

緊急事態
(従来取り決め)

適用対象外

緊急事態(従来取り決め)に伴うカーフェュー内運航の発生状況

	日付	出発/到着	滑走路		航空運送事業者等名	便名	出発地/目的地	離着陸時間	理由	
			A	南側						
1	H26.3.7	出発	A	南側	デルタ航空	DAL578	成田/ホノルル	23:00	-	当該機はメンテナンスにより出発に遅延が発生し、22時52分に第1旅客ターミナルビルの駐機場(スポット)を出て、22時59分頃にA滑走路を南側に向けて離陸滑走を開始した。NAA、管制とも23時までに離陸できるものとして、許可を発出したが、結果として23時00分を2秒過ぎての離陸となった。
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

【離着陸時間に関する緊急事態の適用を受けることができる事由】

- ① 異常事態に遭遇した航空機の午後11時00分から午前5時59分までの間の離着陸
- ② 乗員、乗客に異常事態が発生したときの午後11時00分から午前5時59分までの間の着陸
- ③ 捜索、救難業務の目的で活動中の航空機の午後11時00分から午前5時59分までの間の離着陸
- ④ 緊急ニュース取材業務の目的で活動中の航空機の午後11時00分から午前5時59分までの間の離着陸
- ⑤ 台風避難、その他の理由により離着陸がやむを得ないと認められるときの午後11時00分から午前5時59分までの間の離着陸
- ⑥ 異常な天候により緊急に燃料補給が必要になったときの午後11時00分から午前5時59分までの間の着陸